

令和2年3月4日  
革新的事業活動評価委員会

第12回革新的事業活動評価委員会  
革新的事業活動評価委員会運営規則第3条に基づく書面による議事結果

革新的事業活動評価委員会（以下「本委員会」という。）に付議された次の新事業等実証計画に対する主務大臣の見解について、革新的事業活動評価委員会運営規則第3条に基づき、書面による議事を行ったところ、過半数の委員より、主務大臣の見解について適当である旨回答を得たため、その旨、本委員会の議決に代えることとした。

◆対象案件

議案：新技術等実証計画の認定申請書について

◆議決内容

議案

- 自己の利害に係る旨の申出を除き、評価委員12名が議決に参加し、全会一致により本委員会の意見は以下のとおりとすることを決定した。
- ・内閣総理大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

(以 上)